

# 申入書

2019年4月3日

大阪地方検察庁特別捜査部長殿

平成30年大阪第一検察審査会審査事件(申立)  
第16号、17号審査事件申立人代表

八木啓代

被疑者らが、共謀の上、平成28年6月20日頃から平成29年2月23日頃の間、大阪市内の近畿財務局において、国が学校法人森友学園（以下「森友学園」という。）との間で売買契約を締結した大阪府豊中市所在の国有地（以下「本件土地」という。）について、近畿財務局の管理に係る、本件土地の処分に至るまでの交渉経緯が記載された応接記録等に関する一連の公用文書を不当に廃棄・隠匿するなどし、もって公務所の用に供する文書を毀棄した件、ならびに、被疑者らが、共謀の上、各職務に関し、行使の目的で、平成29年2月下旬頃から同年4月頃までの間、東京都千代田区内の財務省及び大阪市内の近畿財務局において、国が森友学園との間で本件土地の処分に関する近畿財務局作成の決裁文書14通の記載の一部を削除、若しくは虚偽の内容に書き換えて改ざんし、もって公用文書を毀棄するとともに、虚偽の文書を作成し、それら文書を国会に開示し、また、会計検査院に提出して行使した件について、大阪検察審査会は、本年3月15日、前者について、被疑者佐川宣寿及び同田村嘉啓に対し、後者について、被疑者佐川宣寿、同中尾睦、同田村嘉啓及び同中村稔に対する本件各不起訴処分はいずれも不当である旨、議決を行った。

同議決書においては、

本件応接記録の「事案終了」がいつの時点かについて検討するにあたり、財務省内に、その定義や解釈を定めた規定は存在せず、幅広い解釈が可能であることから、本件についてはどうなのか、以下のとおり検討した。

被疑者らの供述によると、担当者が将来的に職務行為を遂行する上で、必要となるかどうかを考慮して応接記録を保管しているものと推測される。

本件のように、国有地貸付から売却に至るまでの国と森友学園とのやり取りから考えると、本件応接記録を担当者が将来的に職務行為を遂行するため、事後に確認す

る可能性は十分考えられることから、本件土地の売買契約終了の時点をもって事案終了とはいえ、公務所の用に供する文書に該当すると考える。

また、被疑者らが「事案終了にあたる」と考えていたとしても、これに公務員が文書を保管する作用として、情報公開請求に対応するなど、国民の知る権利に応え、行政活動が適正かつ効率的に行われているかを国民に知らしめる目的で行う作用もあることからしても、国会審議等において本件応接記録の存否が問題となった時点で手元に残っている以上は、公務所の用に供する文書に該当すると考える。

としたうえで、

「本件応接記録24通が廃棄されていることは明らかである。」と結論づけている。

同様に、後者についても、

一旦決裁を経た本件決裁文書について、事後的に改変を行ったことは、社会的常識から逸脱した行為であり、情報公開請求に対応し、国民の知る権利に応え、行政活動が適正かつ効率的に行われているかを国民に知らしめる公務員としての職務の遂行を妨げる行為であるといえるので、公用文書毀棄罪が成立すると考える。

と結論づけている。

いずれの議決も、平成30年6月13日に申立がなされてから、実に9ヶ月をかけて、検察審査会で慎重な検討が成されたものであり、明白に、公用文書等毀棄罪が成立していると結論づけていることは、御庁において、極めて重く受け止められるべきである。

本件の一連の捜査についても、いわゆる「忖度」によって、検察が不起訴処分を行ったのではないかという疑惑が多く国民によって呈されている状況の中、検察審査会の結論が「起訴相当」でなかったことをよいことに、再度の不起訴ありきの捜査を行われることは、御庁ならびに日本の司法全般に関して、国際的な注目も高まっている折りでもあり、国民の特捜検察に対する信頼を完全に裏切る行為であるとともに、その存在価値を揺るがすことにもなりかねないことを念頭に置かれるべきであり、上記事実を踏まえて、適正な法解釈による再捜査と起訴処分をなされ、司法の場での判断を求められることを、強く要請する。